ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

INDIA LEGAL UPDATE

2023年9月7日

2023 年デジタル個人情報保護法の成立

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

Contents

- I. デジタル個人情報保護法の成立とこれまでの経緯
- Ⅱ. 2023 年デジタル個人情報保護法の概要
- Ⅲ. 今後の見通し

I. デジタル個人情報保護法の成立とこれまでの経緯

インドの 2023 年デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2023)は、インドの国会に相当するインド議会の下院(ロク・サバ)で 2023 年 8 月 7 日に可決され、また上院(ラジャ・サバ)でも同月 9 日に可決され、さらに同月 11 日には大統領の同意も得て、法律として成立しました(以下「2023 年デジタル個人情報保護法」といいます。)。

本ニュースレターの日付現在、インドの個人情報保護規制としては、2000 年情報技術法(Information Technology Act, 2000)(以下「IT 法」といいます。)の 43A 条及び 87 条 2 項(ob)、並びにこれらに基づいて制定された施行規則である 2011 年情報技術(センシティブ個人データまたは個人情報の合理的秘密保持取扱い)規則(Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011)という、本来はIT 分野全般の規制を目的とする法令上の部分的な規定による限定的な内容の規制しかありません。そのため、インドでは、個人情報の保護自体を全面的な目的とする新たな規制法令の制定が検討されてきました。

2017 年 7 月には、個人情報保護に関する課題及び関連法令の整備について検討する専門家委員会が設置され、同委員会は、2018 年 7 月、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表し、また、2018 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2018)(草稿)を策定し、インド政府に提出しました。この段階では草稿に過ぎませんでしたが、その後、2019 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019)が、正式な法案として 2019 年 12 月 11 日にインド下院(ロク・サバ)に提

出されました。同法案は、インド国民議会の両院で組織される委員会(Joint Parliamentary Committee:以下「**両院委員会**」といいます。)において審議され、2021年12月16日、両院委員会による報告書が両院に提出されました。同報告書は、2019年法案について12の提言と81の修正を提案しており、その中には個人情報のみならず非個人情報も同法による規制対象とするなど、法案の性質や規制対象自体を大きく変更するような内容も含まれるものでした。その後、インド政府は、2022年8月3日、2019年法案を取り下げました。

インド政府は、両院委員会の報告書の内容も踏まえ、包括的な法令の枠組みの見直しを行うとしていましたが、2022年11月18日、電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)から、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2022)の草稿が公開されました。同法案は、一般からの意見を公募したうえで、さらに修正が加えられ、2023年8月3日、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2023)としてインド議会の下院(ロク・サバ)に上程されると、同月7日には可決され、また、同月9日には上院(ラジャ・サバ)で立て続けに可決され、さらに同月11日には大統領の同意も得て、迅速に法律として成立しました。

2023 年デジタル個人情報保護法は、本ニュースレターの日付現在、未施行です。同法は、一部の規定から段階的に施行される可能性もあります。

法律の原文は、下記インド政府のウェブサイトにて閲覧できます。

https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf

II. 2023 年デジタル個人情報保護法の概要

2023 年デジタル個人情報保護法は、全条文の数が 44 条となっており、これまでの 2018 年個人情報保護法案(草稿)の 112 条、2019 年個人情報保護法案の 98 条と比べて、大幅に減少しています。

法律の名称に「デジタル」が付加されたことから明らかなとおり、同法は、デジタルの形態で(一般的には電子データとして処理できる状態のことを意味するものと思われます。)収集された個人情報や非デジタルの形態で収集され、それがデジタル化された個人情報(以下「デジタル個人情報」といいます。)の取扱いを適用対象とするものとされています。

同法では、2021 年 12 月の両院委員会による報告書において提言されていた非個人情報も同法による規制 対象とする提言は採用されていません。

同法が施行されると、現行規制の根拠規定である IT 法 43A 条及び 87 条 2 項(ob)は削除(廃止)されることとされています。

以下では、2023年デジタル個人情報保護法の、特に重要と思われる内容について概説します。

1. 適用範囲

上述のとおり、2023 年デジタル個人情報保護法は、デジタルの形態で収集された個人情報や非デジタルの形態で収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いを適用対象とするものとされています(4 条 1 項)。

また、いわゆる域外適用が想定されており、インド国外におけるデジタル個人情報の取扱いであっても、当該取扱いがインドの情報主体への製品・サービスの提供に関する活動に関係するものであれば同法の適用があるとされていることに注意が必要です。

一方で、私的目的のための個人による個人情報の取扱い、情報主体自身によって公開されたもの、その他のインドにおける法令上公開義務がある者によって公開されたものについては、いずれも同法の適用対象外であるとされています。

2. 個人情報の分類

従前の法案においては、センシティブ個人情報、重大個人情報といった定義・カテゴリーを設けて個人情報を分類し、個人情報の内容の性質等に応じて異なる規制を設定することを想定するものもありましたが、2023年デジタル個人情報保護法は、個人情報についてそのような分類を採用していません。

もっとも、同法の中には、インド中央政府が個人情報に分類を設けて、分類により異なる規制を設定することを想定した規定も見受けられ、今後そのような分類が採用される可能性は排除されていません。

3. 情報主体による同意

個人情報の取扱いは、合法的な目的のため、かつ(a)当該個人情報の情報主体からの同意が得られている場合又は他の正当な利用の場合のみに認められます(4 条 1 項)。「合法的な目的」とは、明示的に法令によって禁止されていないことをいうとされています。

個人情報の情報主体からの同意取得の際には、個人情報、取扱いの目的、同意の撤回や不服申立ての権利の行使方法、規制当局への申立て方法を明らかにして行われなければなりません(5条1項)。

また、法律の施行日より前に個人情報の取扱いについて同意を得ていた場合には、上記のような内容を合理的に実施可能な限り速やかに通知しなければならないとされています(5条2項)。そのため、既に同意を得て個人情報の取扱いを行っている事業者についても、2023年デジタル個人情報保護法の該当規定の施行後、速やかに上記の通知を行う必要があることに注意が必要です。

4. 個人情報の情報主体の権利

個人情報の情報主体の権利として、情報受託者に自身の個人情報がどのように取り扱われているかの確認を求める権利(11条)、訂正・削除等を求める権利(13条)、死亡・不能の場合に権利行使する者の指定の権利(14条)などが認められています。

5. 情報受託者の義務

個人情報の情報受託者には、個人情報の保護を実効化すべく、様々な義務が課せられます。

具体的な義務としては、デジタル個人情報保護法の遵守確保(8条1項)、情報主体に影響するような決定に個人情報が利用される場合や他の情報受託者に開示される可能性がある場合に個人情報が正確であることを担保するための合理的な努力(8条3項)、適切な技術的・組織的措置の導入(8条4項)、合理的なセキュリティ措置の導入による個人情報の保護(8条5項)、違反の際の規制当局・情報主体への通知(8条6項)、同意が撤回された際や個人情報が不要になった際の削除(8条7項)、情報管理担当者の設置・周知(8条9項)、不服申立て制度の設置(8条10項)などが規定されています。

6. 重要情報受託者の義務

デジタル個人情報保護法は、重要情報受託者(significant data fiduciary)という分類を想定しており、どのような者がこれに該当するかは、取り扱われる個人情報の規模・性質、公共への影響なども考慮して、中央政府によって定められるものとしています(10条1項)。

重要情報受託者は、Data Protection Officer という役職をインド国内に設置しなければなりません。また、法

令順守を評価する Independent Data Auditor の設置も必要となります。さらには、個人情報の保護への影響についての評価(Data Protection Impact Assessment)や定期的な監査の実施も求められています(10条2項)。

7. 情報の移転

インド中央政府は、個人情報のインド国外への移転について、特定の国や地域を指定の上、当該国や地域 に対する個人情報の移転を制限することができます(16条)。

従前の法案においては、特にインド国外への移転についてセンシティブ個人情報や重大個人情報といった 分類を設けて規制がされることなどを提案するものもありましたが、2023 年デジタル個人情報保護法にはその 点に関する直接的な規定はなく、法律成立後の議論、規則の整備に委ねることとされています。

8. 未成年の個人情報

未成年の個人情報の取扱いについては、追加的な規制が設けられています(9条)。

具体的には、親・保護者の同意が必要とされているほか、未成年の福祉を害するような取扱いが禁じられており、また、トラッキング、行動モニタリング、ターゲティング広告も禁じられています。

9. 個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する違反等を裁定する政府機関として、個人情報保護委員会(Data Protection Board of India)の設立が想定されています(18条)。

10. 適用除外

一定の場合における、個人情報の情報受託者の義務、情報主体の権利等、情報の移転規制についての適用除外規定が設けられています(17条)。

具体的には、法的な権利や主張の執行のために必要な場合、インドにおける裁判所等の機関において司法・準司法機能の履行のために必要な場合、法令違反の防止・調査・執行を目的とする場合、インド国外の情報主体の個人情報の処理がインド国外の者との契約に基づいてインドに所在する者によって取り扱われる場合(アウトソース事業を想定するものと思われます。)などが、適用除外の場合として規定されています。

また、中央政府が、国益その他の公共秩序の維持や調査・統計などに必要な場合などに、その他の適用除外を定めることができるとされています。さらに、中央政府は一定の情報受託者を指定して適用除外を定めることもできるとされています。

III. 今後の見通し

デジタル個人情報保護法は、インドにとって待望の包括的な個人情報保護の枠組みをもたらすものと言えます。 同法の適用対象は、あくまでデジタル個人情報ではありますが、近時においては、事業者が個人情報を収集 する場合、電子データの形態で収集することが多く、また、たとえ収集の方法がアナログであったとしても、収集し た個人情報については事業者において電子的にデータベース化されることが多いため、実務上は、事業者が収 集した個人情報は、同法による規制の適用対象となることが多いと考えられます。 そのため、日系企業においても、インドにおいて収集した個人情報は、基本的に 2023 年デジタル個人情報保護法の適用を受けると考えておいた方が良いと思われます。

同法は、多くの懸案事項を今後の議論、規則の整備に委ねていることもあり、今後も多くの見直し、修正がなされるものと思われます。インドにおいて事業を遂行する日系企業にとっても引き続き動向を注視すべき法令と言えるでしょう。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。 弁護士 <u>琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com</u>) 弁護士 <u>大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com</u>)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com